

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則 (令和元年 9 月 13 日経企第 1550 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和元年 9 月 13 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 (データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、X i 契約者又は第 2 種 X i ユビキタス契約者 (この附則実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間において、令和元年台風第 15 号に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。) が、この約款に規定するギガホ、ギガライト、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ等、シングルパック等、データ L パック等、らくらくパック、若しくはデータ S パック等のうちいずれかを選択しているとき (その X i 又は X i ユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。) 又は基本使用料の料金種別のうち、その X i 契約者が X i データプラン等、X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その X i 又は X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 1M 通信モード若しくは、128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の (8) の 2 に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック (以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。) 若しくはギガライトを選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則 (令和元年 9 月 13 日経企第 1550 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和元年 9 月 13 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p style="margin-left: 40px;">(パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者 (この附則実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間において、令和元年台風第 15 号に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)が、この約款に規定するシングルバック等、データ S バック等、データ L バック等、らくらくバック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき (その F O M A 又は F O M A コピキタスが、データ定額バックに係る共有対象回線であるときを含みます。) は、この附則実施の日から平成 30 年 8 月 31 日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、その F O M A 又は F O M A コピキタスの契約者回線と間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、F O M A 契約者が、料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(7)の 3 に規定するベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックバック又はベーシックシェアバックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 (略)</p>